

2024年4月18日

お客さま 各位

株式会社 千葉銀行

「電子装置使用による取引規定」改定のお知らせ

当行では、2024年4月22日より、タブレット端末で印鑑レスで受付できるお手続きを拡大いたします。これに伴い、下記の規定を改定しますのでお知らせいたします。改定後の規定は、当行ホームページに掲載させていただきます。

記

1. 改定日

2024年4月22日（月）

2. 改定を行う規定

「電子装置使用による取引規定」

改定後の規定については、[こちら](#)をご覧ください。

3. 改定の内容について

改定前	改定後
第1条～第3条（省略）	第1条～第3条（現行通り）
第4条（印鑑照合等） 当行所定の電子装置に使用された印影を届出の印鑑と照合し、相違ないものと認めて取扱ったとき、 <u>並びに</u> 当行所定の電子装置で読み取ったカードが、当行が本人に交付したカードであること、及び入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認し、相違ないものと認めて取扱ったときは、 <u>相当な注意をもってこれら照合または確認等をしたうえは、印鑑、カードにつき不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</u>	第4条（印鑑照合等） <u>(1) 以下A. ～C. のいずれかに該当するときに、相当な注意をもって照合または確認等をしたうえは、印鑑、カードにつき不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</u> <u>A. 当行所定の電子装置に使用された印影を届出の印鑑と照合し、相違ないものと認めて取扱ったとき</u> <u>B. 当行所定の電子装置で読み取ったカードが、当行が本人に交付したカードであること、及び入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認し、相違ないものと認めて取扱ったとき</u>

改定前	改定後
<p>なお、個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、各種規定により補てんを請求することができるものとし、また、偽造または変造カードによる払戻し及びカードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについて、各種規定により取扱うものとします。</p> <p>第5条～第6条（省略）</p>	<p><u>C. 当行所定の電子装置に店番号、科目、口座番号、発行番号を入力したカードが、当行が本人に交付したカードであること、及び入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認し、相違ないものと認めて取扱ったとき</u></p> <p><u>(2) 個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、各種規定により補てんを請求することができるものとします。</u>また、偽造または変造カードによる払戻し及びカードの盗難により、他人に当該カードを不正使用された場合、<u>ならびに不正な手段で入手（偽造）したカード情報（店番号、科目、口座番号、発行番号）の入力および本人確認資料の提示により取引を行った場合に生じた払戻しについて、各種規定により取扱うものとします。</u></p> <p>第5条～第6条（現行通り）</p>

※上記は改定部分のみを記載しております。

以上